

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第三号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「ブルセラ病、結核病」を「ブルセラ症、結核」に改める。

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。